

「地方税制のあり方に関する検討会」開催要綱  
(令和7年2月25日 地方財政審議会決定)

1. 趣 旨

地方税制に係る諸課題について検討を行うため、地方財政審議会の下で本検討会を開催する。

2. 名 称

本検討会は、「地方税制のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

地方税制のあり方に関する検討会委員

(地方財政審議会委員)

◎小西 砂千夫 会長

内田 明憲

西野 範彦

古谷 ひろみ

星野 菜穂子

(地方財政審議会特別委員) 令和7年2月28日 総務大臣任命

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授

小西 杏奈 専修大学経済学部准教授

齊藤 由里恵 中京大学経済学部准教授

坂巻 綾望 同志社大学大学院司法研究科教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授

(◎は座長)